

1 奈良受信料裁判の経緯

2015年3月 「NHK問題を考える奈良の会」発足

同年10月 NHKが奈良簡裁へM氏を被告に提訴。

奈良地裁に移送後、2016年5月の第2回口頭弁論で、弁論終結→忌避申立。

2016年7月 M氏、放送法遵守義務確認等請求訴訟提起。

その後、奈良県民が三次に亘り追加提訴。原告合計126名

2 放送受信契約及び放送受信料の法的性格について

放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な「有償双務契約」である。

NHK：「特殊な負担金」論。

最高裁2017年12月6日大法廷判決は、「特殊負担金論」を不採用。

3 放送法4条1項各号の義務の法的性質について

NHK：放送法4条1項は、放送事業者に対して法的義務を定めたものではなく、倫理的義務を定めたものに過ぎない。

原告：放送法4条1項各号の義務は、対国家との関係では倫理的義務だが、受信契約者との関係では、法的義務である。

放送は、国民の知る権利に奉仕するものであるが、知る権利に応える情報の多様性は、放送事業者に自由競争させるだけでは十分に確保できない。放送法4条1項各号は、放送事業者の放送番組編集の自由に対する公共の福祉に基づく制約として、放送番組の編集にあたって「政治的公平」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」などを義務付けている。

4 放送法1条の「公共の福祉」と「知る権利」

2019年12月6日の最高裁大法廷判決は、「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。」と判示の上、テレビの購入者がNHKの放送を視聴していないとして受信契約の締結を拒否している場合にも、放送法64条により受信契約の締結が義務付けられ、放送受信規約5条に基づく受信料の支払義務を負うことになるとして、「**放送法64条**は憲法13条、21条、29条に違反せず、合憲」と判示。

しかし、最高裁は放送内容については一切言及していない。原告は本件裁判で、ニュース報道番組の内容の公共性を問題にしている。

5 放送法4条及び国内番組基準に違反する放送の実例

原告は、NHKのニュース報道が、いかに放送法4条1項各号及び国内番組基準に違反する実態にあるかの立証に注力。

- (1) ETV2001・番組改変事件
- (2) かんぽ保険問題、(3) 桜を見る会
- (4) 表現の不自由展・その後
- (5) 2010年代の7回の国政選挙報道
- (6) 天皇代替わり、即位の礼、(7) 元徴用工問題
- (8) 沖縄・辺野古埋立問題
- (9) 安保法制、(10) 特定秘密保護法
- (11) 共謀罪、(12) 検察幹部の定年延長問題
- (13) 森友・公文書改竄問題

※「国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組が放送され、他の手段でそれを是正するこ

とが困難な状況が一定継続している場合には、確認の利益が認められる」と解すべきだと主張。

6 証人尋問・原告本人尋問の実施

単独裁判官での審理から合議体審理に移行し、2020年2月13日には終日の証人尋問。合計5人が証言。

同月27日には、原告代表の5名の本人尋問が実施。

7 第一審判決

2020年11月12日 奈良地方裁判所第1審判決

NHKがニュース報道番組において、放送法4条ないし国内番組基準を遵守して放送する義務を確認する訴えにつき原告らの請求を「却下」し、放送法4条ないし国内番組基準を遵守しない放送をしたことに対する損害賠償を求める訴えにつき原告らの請求を「棄却」した。

第一審判決の評価できる点

(1) 裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たるか

NHK：「法4条1項は倫理的義務を定めたもの」「本件各訴えは、一般的抽象的義務の存否に関する訴えであって、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、不適法である。」との主張を排斥して、確認請求の訴えを含めて、「法律上の争訟」に当たり、司法権行使の対象となることを認めた。

(2) 「被告が法4条1項各号又は国内番組基準所定の義務に違反する放送をしたといえるか」

原告が主張した13項目のNHKのニュース報道が放送法4条1項各号や国内番組基準に違反するものになっているとの具体的主張を35頁にわたり詳細に事実適示した。

8 第一審判決の看過できない問題点

確認の利益の否定（門前払い）には、複数の問題点がある。

稲葉意見書

醍醐意見書

一審判決では、共謀罪や桜を見る会問題等、13項目に及ぶNHKのニュース報道番組が、放送法4条ないし国内番組基準を遵守した放送であったといえるのかについては、「疑問の余地が全くないわけではない」などと指摘するだけで、具体的な判断をせずに、回避した。

この判決の論理では、視聴者は、いかなる訴訟形式でも、NHKの放送内容につき司法による救済を求めることができないことになる。

※ 須藤春夫法政大学名誉教授の意見書

「マスメディアに課せられた社会的機能の実践は、奈良地裁が主張するように個々の「受け手」の理解や価値観によるものではなく、市民社会の民主的政治過程維持を発展させるうえで放送が担う必要不可欠な公的な価値規範に基づいてなされるものであり、それを具体化したのが法4条と番組基準である。NHKはじめ放送事業者は、法4条と番組基準に規定された価値を過不足なく志向することこそ普遍的に存在すべき社会的な福利となる。」「原告はマス構成する視聴者個人であるが、NHKのニュース・報道番組が法4条の準則を果たしていないと疑義を呈したのは、「個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準」としたものではない。NHKのニュース・報道番組が法4条および番組基準に定められた価値観に照らして遵守されていない実例を具体的・客観的な証拠によって明らかにしたのであり、法によって認められた一般的抽象的な価値観を

基準としてそれが充足されていない事実を問題にしているの
である。」

「メディアによるコミュニケーションは民主主義的な社会を
築き上げていく上で中心的な位置を占めている。社会で生起す
る諸事象について人々がメディアを通じてより多くの正確な
情報を手に入れることは、民主主義が円滑に作動していくうえ
で必要不可欠な条件である。それ故に、市民は社会のあらゆる
事象に対して「知る権利」を有しており、マスメディア（公共
放送）は、この「知る権利」に応える機能を担っているという
関係になる。一方向的なコミュニケーションの流れではなく、
「送り手」⇔「受け手」という双方向で対等の関係性にある図
式となる。「受け手」の概念は、情報の受動的享受者ではなく、
市民社会を構築する能動的主体（市民）として自律した存在で
あり、「送り手」たるNHKが法4条と番組基準を遵守してい
なければそれを満たす義務があることを申し立てる権利を有
する存在である。NHKの番組を視聴するために受信契約を締
結するのは、法4条と番組基準にもとづく情報が過不足なく充
当され、市民生活が十全にできることを期待しているからであ
り、それが満たされない場合は個々の受信契約者であっても法
4条と番組基準にもとづく債務の履行を求める権利を有する
のは当然である。

※ 西土彰一郎成城大学教授論文(法律時報2021年9月号)

「受信料判決の説く国民の知る権利の実質的な充足を究極の目
的とする放送法の下、・・・放送法4条1項を国民の知る権利を
充足または確認する法規範として解する方が合理的である。そ
の上で、「受信契約者の法的地位論」に立ち、放送法4条1項
はNHKに対して番組編集準則を遵守して放送することを求め

る法的利益を受信契約者に付与しているとの解釈を導くべきである。」

当面の高裁での闘いの中心は、西土教授の論文及び田島泰彦教授の意見書を裁判所に提出し、長井暁氏、醍醐聡名誉教授の証人尋問を実現することにより、一審の「確認の利益なし」の却下判決を乗り越えて、実体判断をさせて、最高裁の闘いの展望を開くことである。門前払いは、国民の「裁判を受ける権利」の侵害であり、国民主権を蔑ろにするものである。

9 主権者としての闘いを継続する。

奈良裁判原告団は、一審不当判決を乗り越え、大阪高裁において、一審判決を破棄の上、「政府のためのNHK」から「国民のためのNHK」の実現に資する勝利判決をめざして、全力を尽くす決意である。

本裁判は、国、放送事業者（NHK）、視聴者（国民）の三角関係に於いて、国民が主体となり、NHK職員とも協力して、国民の知る権利に奉仕する公共放送を実現していくという、民主主義の前進のための裁判である。国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するNHKを実現するための運動の一環である。

憲法12条 「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」

- ・ 司法改革 人権擁護のための裁判所の機能の抜本的強化
- ・ 一票一揆 投票率の大幅向上・選挙制度改革